

Title	人見康子氏学位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.4 (1967. 4) ,p.165- 169
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19670415-0165

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

して加えられた「国の中の一小外国」即ち、imperium in imperio という重圧であるから、若し論者の居留地に対する制度的研究が、租界のそれと比較して論じられたならば、論者の結論の一部が更に精彩を放つと同時に、外国権益の撤廃に対する往年の日本外交と中国外交との差異が、この分野においても明瞭に表われて、殊に日本の為政者が一層開明的、積極的であつたことが同じ不平等条約からの脱却に早く成功した所以であることを、立証し得たと思う。また本論文中に、居留地制度の出現からその廃止に至る間の背景についての外交史的叙述が少いことは、直接には本研究にとつては必要のないことではあるにしても、複雑多岐な居留地制度に対する考証論究が頗る詳密に行われていただけに、問題を全体として理解する上に点睛を欠く如き憾みがあると思う。

要するに本論文の如きは、多年外務事務官として歴大な外務省記録の閲読、検討、整理、取捨を基礎に、『日本外交文書』の編纂実務に携わつて来られた論者にして初めて成し得たところであつて、学界に新しく且つ貴重な知見を加えたものというべく、本論文中に示されている論者の学殖は法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与するに足るものと認められる。

昭和四十二年二月十日

主査 慶應義塾大学教授 法学博士 英 修道
副査 慶應義塾大学教授 法学博士 前原 光雄
副査 慶應義塾大学教授 法学博士 手塚 豊

学位請求論文審査要旨

人見康子氏学位請求論文審査要旨

論文題目「夫婦別産制についての再検討」

参考論文 財産分与・慰籍料(家族問題と家族法Ⅲ「離婚」所収)

参考資料 フィリッピンの夫婦財産制(ホセ・C・ラウレタ

原著の邦訳) (新比較婚姻法Ⅵ「東南アジア(Ⅱ)」所収)
収予定)

学位請求論文として提出された本研究は、「夫婦別産制についての再検討」と題される主論文が主要なものであるが、これに参考論文として「財産分与・慰籍料」と題される論稿一編と、参考資料として「フィリッピンの夫婦財産制」と題される翻訳一編とが附加されている。

本研究に関する審査要旨は、次の通りである。

先ず、主論文の構成についてみると、第一章「英国における夫婦別産制の検討」、第二章「米国における夫婦財産制の検討」、第三章「フランスにおける夫婦財産制の改正」、第四章「西ドイツにおける夫婦財産制の改正」、第五章「日本における夫婦別産制の検討」および第六章「比較法的研究を通しての夫婦別産制の再検討」の六章から成り立つて居る。而して、第一章から第四章においては、英・

米・仏・西独の夫婦財産制に関して、その史的背景並びに現代におけるこの制度の内容に対するかなり詳細な比較法的検討が加えられて居ることを、指摘して置きたい。

論者の問題意識からすると、本論文は、財産分与制度研究の一部として、離婚の際の財産分与が夫婦の財産関係の清算として有する意義を、特に夫婦財産制との関連から検討することを目的とするものの如くである。

従来、夫婦財産制については、婚姻継続中における夫婦の財産関係の秩序として、特に十九世紀中葉以後は、妻の財産上の地位の改革が強く論じられて居るが、二十世紀初頭までの間に、その意味での改革は、ほぼ特有財産あるいは留保財産によつて実現されるにいたつた。しかし、二十世紀中葉からの夫婦財産制の課題は、その意義を夫婦財産制終了の際における夫と妻との公平な財産分配におくようになつたところであり、従つて、夫婦財産制の制度目的の変化がいちじるしいというべきである（第一章ないし第四章の論述参照）。

右の認識に基づき、本論文は、英米独の夫婦財産制の変遷を追究し、その関心が、夫婦財産制終了時の清算にも向けられて居る点を、法制度の面から実証することを、第一の目的として居るのである。もちろん夫婦財産制は、近代以前においても夫婦財産制終了時の清算を生ぜしめたが、そこにあらわれた清算は、夫の家のものは夫へ、妻の家のものは妻へという、実家の財産支配の回復ということに重点があつたので、特に二十世紀中葉から意識された夫婦財産の清算の個人的性格については、これを別個に考えなければならぬ

い。このことは、婚姻の意義そのものが、家と家との結合であつた時代から、近代において個人と個人との結合へと移行しつつある社会的変化を背景とすることに、起因するのである。

そこで、本研究においては、単に法制度を法律面的変化からのみ捉えることをせず、社会的変化にも注目して、考察をすすめて居るのである。即ち、諸外国の法制度の検討においても、各国の法制度を支える社会的特質を併せ検討することで、法制度の差異のよつて来る原因にも検討を及ぼして居る点を、注目すべきである。かくして、現代における諸外国の社会的状態と日本の現状から、これら諸外国で夫婦財産制の現代的課題として掲げられて居る夫婦財産制終了時における夫婦間の公平な財産の清算が、日本においても必要とされることを示し、日本の法制度はその現代的課題にいかん答えられるかの点を検討することを意図して居るのである。

さて従来、日本の諸学者による夫婦財産制の検討は、右に示した現代的課題を意識して居らなかつたのであるが、論者が先きに「法学研究」（三三巻七号）において「夫婦別産制についての再検討（一）」として問題を提起して以来、わが国の学界においても、ようやく夫婦財産制の現代的課題が採り上げられるにいたつたのである。而して、最近あらわれた諸論者においても、完全な夫婦別産制でさえ婚姻終了時に財産関係の公平な清算を図るためには、ある程度の共有制を採用せざるをえないという、英法についての考察から論者の指摘した見解が、ほぼ妥当なものとして支持されて居る。もつとも、共有制の採用の程度いかにについては、必ずしも説が一致してはい

ないようである。

論者は、つぎに、第二章で米国法について、第三章でフランスにおける一九六五年の民法改正について（以上の両分野とも、また日本では論議されていない）、第四章でドイツにおける男女同権法による民法の修正について、それぞれ詳細な検討を加え、これら諸外国における立法が、一般的には婚姻継続中における夫と妻との財産上の地位の独立・平等を志向する夫婦別産制に向いながらも、しかも同時に婚姻終了時における公平な清算をも実現しようとする法技術の傾向（必ずしも共有制の導入を意味しない）を採っていることを明らかにし、これによつて日本法におけるこの問題の解決の方向を暗示して居るのである。

さて、日本法においては、特に明治民法の制定が夫婦財産制をいわゆる家族制度の法的形成の一環としたために、その制定当初から、現実の夫婦財産関係の規律としては、社会的実態と遊離する可能性が生じたのであるが、論者は、その後の判例にあらわれた争点を探り、さらに昭和二十二年の民法改正に論及している。

論者によれば、家族制度の一環としての夫婦財産制から、夫婦の完全な独立・平等を前提とする完全な別産制への転換は、立法技術上は夫の管理収益権を取り去るだけで、他国の立法に類を見ないほど容易に行われた。しかし、明治民法における夫の管理権を伴なつた夫婦別産制と、それを取り去つた改正法の夫婦別産制とは、これを対比してみると、前者が家産維持の要請を実現する法技術としての夫婦別産制であつたのに対し、後者は全く異質なものに変化して

居るべきである。即ち、婚姻が思想的にも社会的にも変質する傾向は、日本においても見出されるものであつて、夫婦財産制の変質が家族共同体の解体傾向に対応するものでなければならぬと、論者は主張している。

さらに、本論文では、家族解体の傾向を認識し、特にその日本における現状にも充分注意した上で、夫婦を中心とする家族生活（フランス法における世帯に該当する）の実在と、その財産秩序の中心となす夫婦財産法のあるべき問題点に、言及している。論者によれば、その顕著な特徴は、妻の社会的活動の増加傾向であり、この点は、婚姻生活中における夫と妻の経済的独立を可能にすることから、法的に夫婦別産制を必要とし、一面家庭内における生活は両者の協力による維持の傾向を増大するから、その終了の際には、その協力による維持を清算によつて適当に評価する必要を生ずるわけである。

この夫と妻を中心とする家庭を、どの程度まで一つの共同体として法的に評価すべきかについて議論があることは、周知の通りであるが、一般に、最近のわが国の学説はかなり安易に夫婦共同体の概念を用いて、夫婦財産制にアプローチする傾向が強いように見受けられる。然るに、論者は、軽々しく共同体概念に依拠することには批判的であり、しいて財産共同体の要素を採用しなければならぬとすれば、夫婦の合意（法的構成としては、婚姻費用分担の協議の中に認められる）にその基礎を求め、その合意の効果は、ほぼ組合に比すべき財産の共有と、解消の際の清算との二点に要約される、と

する。さらに、通説が帰属不明の財産の共有の推定を安易に内部的推定にふり向ける点をも鋭く批判し、単に対外的推定にとどまるべきであると、考えるのである。

右の点からすすんで、日本法においては、夫婦財産制が婚姻解消時の清算を意識して構成されていないにもかかわらず、離婚の際の財産分与を認める条文において、夫婦の協力によつて得た財産の額を考慮することを裁量権の内容に加える点についても、論者の検討は及んでおり、むしろ財産の帰属についての清算の意義は、単なる裁量権によるのではなく、確認の機能によらざるを得ないのであつて、そのために実体法的根拠の充実が必要であると、主張する。従つて、財産分与制度の前提に、その清算の意義を導入する以上、夫婦財産法そのものにその根拠を明定すべき必要があることを、明らかにして居る。

以上を要するに、本論文は、日本法に關係の深い諸外国の立法および判例法の内容を詳細に検討するとともに、その法制と社会史的背景との関連をも怠りなく究明し、これらの総合的な考察にもとづいて、日本法における夫婦別産制の再評価を試みたものである。

なお、参考論文「財産分与・慰藉料」は、やや古くはあるが、財産分与をめぐる学説および判例を整理した上、将来の理論づけの方向を展望して、財産分与の本質が清算的要素を基本とすべきものであること、そしてたとえ多少の背理を免れないとしても、組合類似の観念を導入せざるを得ないことを指摘したものであり、また参考資料は、フィリップスの夫婦財産制に関する現地の法学者の文献を

邦訳したものであるが、そこには、スペイン民法の遺物である収益共有制・英法や仏法にみられる別産制・在来の慣習による一種の共有制などの混在が認められ、甚だ興味深いものである。いずれも、主論文における問題意識展開の一道標となつたものである。

元来、財産分与なる制度の法的性格は、必ずしも明確でなく、今日においても諸学者の間に論争の絶えないところである。この困難な問題を究明するための一環として、論者が夫婦財産制を採り上げたことは、極めて適切であるばかりでなく、また時宜を得たものといふべきである。而して、この両制度を関連せしめて考察する場合には、当然に、夫婦財産制における現代的課題の解決が要請されることになるであらう。論者が、比較法的考察から、わが国において初めてこの点に着目したことは、まさに一つの卓見であり、特に欧米諸国にわたる豊富な資料を駆使して周到な論証を試みたことは、学界への貴重な貢献として高く評価されるべきものである。

もちろん、欲をいえば、論者の論述の進め方については多少の問題の余地もあり、またその結論に対しても、必ずしも異論がないわけではない。しかし、本論文を通じてうかがわれる論者の学殖は、法学博士（慶應義塾大学）の学位を受くるに充分なものと認めることができる。

昭和四十二年二月十七日

主査	慶應義塾大学教授	法学博士	小池 隆一
副査	慶應義塾大学教授	法学博士	今泉孝太郎
副査	慶應義塾大学教授	法学博士	田中 実

備考 以上の学位は、すべて慶應義塾大学学位規程第四条によるものである。